

コラム 77— 大東亜戦争開戦と終戦における天皇と内閣の関係

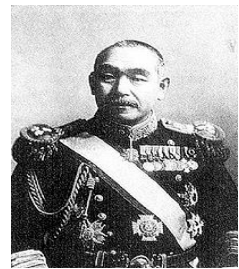
開戦については、天皇の言として「申すまでもないが、我が国には厳として憲法があつて、天皇はこの憲法の条規によって行動しなければならない。またこの憲法によって、国務上ちゃんと権限を委ねられ、責任をおわされた国務大臣がある。この憲法上、明記してある国務各大臣の責任の範囲内には、天皇はその意思によって勝手に干渉し、これを制肘する（横から口出し、そして自由に行動させない）ことは許されない。だから内治にしろ外交にしろ、憲法上の責任者が慎重に審議を尽くしてある方策を立て、これを規定に従って提出して裁可を請われた場合には、私はそれが意に満ちても、意に満たなくても、よろしいと裁可する以外に執るべき道はない。もしそうせずに、私がその時の心持ち次第である時は裁可し、ある時は却下したとすれば、その後、責任者はいかにベストを尽くしても、天皇の心持ちによって何となるか分からないことになり、責任者として国政につき責任を取ることが出来なくなる。これは明白に天皇が憲法を破壊するものである。専制政治国ならばいざ知らず、立憲国の君主として私にはそんなことはできない。」

昭和天皇は、このように憲法上に位置づけられた自らの立憲君主としての役割を説明し、開戦はこうした制度から自分の意思はどうあれ回避できなかつたと述べているのです。

それでは終戦のときはどうであったのか、昭和天皇はこう述べています。

「だが戦争をやめた時のことは、開戦の時と事情が異なっている。あの時には終戦か、戦争継続か、両論に分かれて対立し、議論が果てしもないので鈴木（貫太郎首相）が最高戦争会議でどちらに決心すべきかと私に聞いた。ここに私は誰の責任にも触れず、権限をも侵さないで、自由に私の意見を述べる機会を初めて与えられた。だから、私はかねて考えていた所信を述べて戦争をやめさせたのである。ポツダム宣言の受諾の可否については、両論対立していくら議論しても終に一本にまとまる見込みがない。しかも熾烈な爆撃、あまつさえ原子爆弾も受けて惨禍は急激に増えている。この場合に私が裁決してなければ、事の結末はつかない。それで私は、この上戦争を継続することの無理と、無理な戦争を継続することは、国の滅亡を招くとの見地から、胸の張り裂ける思いをしつつも裁断を下した。これで戦争は終わった。しかしこのことは、私と肝胆（かんたん）相照らした（お互い腹の中が良く分かっている鈴木首相も、戦争をこれ以上続けたくないと思っている）そういう鈴木であったからこそ、このことが出来たのだと思っている。」と述べております。

この鈴木であったからこそという意味は、鈴木首相（写真）の戦争を終わらせるための卓見があつたわけでありまして、最高戦争会議で終戦か戦争継続かについて、議決を取ったとき3対3で分かれたのだそうです。ここで鈴木首相が終戦に賛成し、内閣として終戦として上奏すると、国民は到底納得しないと思い、御聖断をあおぎ、



鈴木貫太郎首相

天皇が終戦の決意を直接国民に示すことによって、終戦に導こうとしたのです。つまり、終戦の時は、いわば憲法上の立憲君主としての役割を逸脱し、自らの裁断を下した。と述べているのであります。